

改正

平成30年2月8日告示第5号

令和3年9月30日告示第164号

令和6年5月29日告示第140号

笠松町空き店舗等活用創業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな産業と雇用の創出及び町内の空き店舗等の解消による地域経済の活性化を図ることを目的として、町内の空き店舗等を賃借して創業する者に対し、家賃の一部を補助するため予算の範囲内において笠松町空き店舗等活用創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、笠松町補助金交付規則（昭和50年笠松町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き店舗等 町内に所在する店舗、倉庫、工場又は事務所の物件であつて、過去に事業の用に供された実績がある場合においては3か月以上事業が行われていない状態が継続しているもの、事業の用に供された実績がない場合にあつては建築後3か月以上経過しているもので、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する建物又は当該建物内のテナント物件

イ 住宅部分を有する空き店舗等物件で、店舗部分と住宅部分が明確に分離できないもの（事業を開始するまでに工事により店舗部分と住宅部分を分離することができるものを除く。）

(2) 創業する者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項に規定されている特定創業支援等事業による支援を受けている者をいう。

(3) 町税等 笠松町税条例（昭和30年笠松町条例第24号）第3条に規定する町民税（特別徴収含む。）、固定資産税及び軽自動車税、笠松町国民健康保険条例（昭和40年笠松町条例第7号）第10条に規定する国民健康保険税、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年組合条例第32号）第5条及び笠松町後期高齢者医療に関する条例（平成20年笠松

町条例第2号)第3条に規定する保険料、笠松町介護保険条例(平成12年笠松町条例第4号)第3条に規定する保険料、笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成27年笠松町条例第5号)第3条に規定する利用者負担額、笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例(平成27年笠松町条例第2号)第7条に規定する利用料、笠松町病後児保育の実施に関する条例(平成27年笠松町条例第3号)第4条に規定する利用料、笠松町学校給食費に関する条例(令和元年笠松町条例第1号)第5条に規定する学校給食費の額、笠松町下水道条例(平成3年笠松町条例第17号)第17条に規定する使用料並びに笠松町水道事業給水条例(平成17年笠松町条例第1号)第22条に規定する水道料金をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者(以下「申請者」という。)は、創業開始から24か月を経過しない者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人又は法人で、町内において開業し、会社の設立を行うもの。
- (2) 申請者が直接、事業又は営業に携わるもの。
- (3) 事業の認定及び補助金の交付の際、申請者(法人にあっては、法人及びその代表者)に町税等の滞納がないもの。
- (4) 1日4時間以上かつ週5日間以上営業するもの。
- (5) 空き店舗等の所有者と申請者が生計を一にしていないもの。また、当該所有者と申請者(法人にあっては、その代表者)が3親等以内の親族でないもの。
- (6) 以前にこの要綱に規定する補助金の交付を受けていないもの。
- (7) この補助金の補助対象経費と同じ経費を対象とする他の補助金等の交付を受けていないもの。
- (8) 開業に際し法令等に基づく許可、資格等(以下「許可等」という。)が必要な場合、その許可等を有すること又は開業までにその取得が確実であるもの。
- (9) 事業の認定を申請する時点において、笠松町商工会に加入しているもの。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係のある者(以下「暴力団員等」という。)でないもの。
- (11) 地域経済の活性化に寄与すると町長が認める業種(風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める業種を除く。)であるもの。
- (12) 政治的活動又は宗教的活動に関係する事業でないもの。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、敷金、礼金、共益費等家賃に付随する経費を除く賃借店舗等の月額家賃とする。

2 事業部分としての家賃が明確でない場合は、前項に規定する月額家賃に事業部分の床面積を全体の床面積で除した割合を乗じて得た額とする。

(補助金額及び対象期間)

第5条 補助金の額は、1月当たり補助対象経費の2分の1以内とし、4万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助金の対象期間は、賃貸借契約開始月又は次条第3項の認定を受けた日の属する月のいずれか遅い月から最長12月とする。ただし、賃貸借契約開始月又は次条第3項の認定を受けた日の属する月のいずれか遅い月の家賃が全額でない場合は、翌月より起算するものとする。

(事業の認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする申請者は、第2条第2号に規定する特定創業支援等事業による支援として実施するセミナー(創業塾)の修了の日から3年が経過した日の属する年度の3月末日までに事業の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする申請者は、笠松町空き店舗等活用創業支援事業認定申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 個人にあつては住民票、法人にあつては履歴事項全部証明書(いずれも申請日前3か月以内に発行のものに限る。)
- (2) 町税等納付状況調査同意書(様式第2号)
- (3) 空き店舗等についての賃貸借契約書の写し
- (4) 笠松町商工会員であることを証するもの
- (5) 他の法令等により、許可等が必要なものについては許可書等の写し(取得見込みの場合、取得後直ちに提出すること。)
- (6) 誓約書(様式第3号)
- (7) 特定創業支援等事業による支援を受けた証明書の写し(他市町村による証明書も可とする。)
- (8) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、笠松町空き店舗等活用創業支援事業認定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

4 町長は前項の認定に際し、必要な条件を付することができる。

(事業の認定の取下げ)

第7条 前条の認定を受けた申請者（以下「認定事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、当該認定を受けた補助対象事業（以下「認定事業」という。）の認定申請を取り下げようとするときは、当該認定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を笠松町空き店舗等活用創業支援事業認定取下届（様式第5号）により町長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る事業の認定はなかったものとみなす。

(事業の認定の変更承認等)

第8条 認定事業者は、認定事業の内容を変更し、又は当該事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに笠松町空き店舗等活用創業支援事業変更等承認申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、笠松町空き店舗等活用創業支援事業変更等承認（却下）通知書（様式第7号）により認定事業者に通知するものとする。

(事業の認定の取消し)

第9条 町長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定事業の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により事業の認定を受けたとき。
- (2) 暴力団員等に該当することとなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の認定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、笠松町空き店舗等活用創業支援事業認定取消通知書（様式第8号）により認定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 認定事業者は、笠松町空き店舗等活用創業支援事業認定（却下）通知書（様式第4号）により、認定の通知を受けた場合はすみやかに、笠松町空き店舗等活用創業支援事業補助金交付申請書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決

定し、笠松町空き店舗等活用創業支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第10号）により、認定事業者に通知するものとする。

（補助金の変更交付申請）

第12条 認定事業者は、笠松町空き店舗等活用創業支援事業補助金交付申請書（様式第9号）の内容を変更しようとするときは、速やかに笠松町空き店舗等活用創業支援事業補助金変更等交付申請書（様式第11号）を町長に提出するものとする。

（補助金の変更交付決定）

第13条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、笠松町空き店舗等活用創業支援事業補助金変更等交付決定（却下）通知書（様式第12号）により、認定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 第11条の規定による交付決定通知又は前条の規定による変更交付決定通知を受けた認定事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、笠松町空き店舗等活用創業支援事業補助金請求書（様式第13号）に次の各号に掲げる書類を添えて1月ごとに町長に対し補助金の交付を請求するものとする。ただし、最終家賃発生日から1年以内において一定期間分をまとめて請求することもできるものとする。

- （1） 賃借料の支払が証明できるもの
- （2） その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに交付決定事業者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 町長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 第3条に規定する要件を備えていないこととなったとき。ただし、その他町長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。
- （2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） その他不相当と認められる事実があったとき。

2 前項の場合において、町長は笠松町空き店舗等活用創業支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により取消しを通知し、既に補助した補助金がある場合は、笠松町空き店舗等活用創業支援事業補助金返還命令書（様式第15号）により返還を命じるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前までにこの要綱の規定により申請を行った者については、なおその効力を有する。

附 則 (平成30年2月8日告示第5号)

この要綱は、平成30年2月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年9月30日告示第164号)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月1日告示第140号)

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。